

諸外国における障害のある子どもの教育

企画部国際調査担当・国別調査班

要旨：本稿では、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカにおける障害のある子どもの教育の最新の情報を概観する。本稿作成にあたっては、それぞれの国の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どもの教育に関する情報について収集し国際間の比較を行えるように整理した。本稿中、障害のある子どもの教育の場は日本の現状に合わせて「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」で分類した。また、障害カテゴリーやその定義が各国で異なる場合があることなど、国際間の比較が難しい事項は個別の情報として記述した。

記述した内容の中で、とりわけ全体の支援対象が0.2%程度となっていた中国や特別学校の対象者の割合が5%と大きいドイツについては公開されている内容の精査が、また、障害者の権利に関する条約（仮訳）（以下、「障害者権利条約」という）を批准していないフィンランド、ノルウェー、アメリカなどについてはその動向の継続的な把握が必要と思われる。さらに、日本において重要な課題と考えられる特別な教員免許の保有率、個別の教育計画、支援員、専門家の支援などについて諸外国の状況を調査することも重要と考えられる。

I. はじめに

障害者権利条約本文への署名は153ヶ国、批准を済ませた国が110ヶ国、選択議定書に署名した国が90ヶ国、批准を済ませた国は63ヶ国である（United Nations, 2012（平成24）年2月27日現在）。諸外国の障害のある子どもの教育について考える場合には、この障害者権利条約への対応が一つの指標になると思われる。その一方で、批准をしていない国の障害のある子どもの教育が、そうでない国に比べて不十分であるかといえ、明らかになっている実態（The National Institute of Special Needs Education, 2010など）を見る限り、必ずしもそうとはいえない部分もある。特別な支援の対象となる障害カテゴリーと程度、その教育の場、通常教育やカリキュラムへのアクセスの程度など、量的充実の度合いと合わせて、その質を見極める必要がある。また、近年は障害者権利条約の署名及び批准に伴って、それぞれの国において障害のある子どもの教育の制度が変容している。このような状況においては、その変容を捉えるために継続した諸外国の障害のある子どもの教育状況を把握する作業が、従来にも増して必要と思われ

る。

国立特別支援教育総合研究所は、わが国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、これまでに欧米やアジア太平洋地域の特別支援教育に関する諸外国の情報を収集して報告してきた。これらは2011（平成23年）に第25巻が刊行された『世界の特別支援教育』（1987〈昭和62〉年に『世界の特殊教育』として刊行され、2007〈平成19〉年から名称変更）に報告されている。この『世界の特別支援教育』は、国際セミナー等の報告の他、在外研究員報告、科学研究費補助金による研究の成果報告として、諸外国の障害のある子どもの教育の状況が紹介されている。2006（平成18）年には、本稿と同様に、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、アメリカ、韓国、フィンランド、スウェーデン、オーストラリア、ニュージーランドの11ヶ国の国際比較（企画部国際比較・国際比較研究対応チーム、2006）が試みられている。現在、わが国では、先に述べた障害者権利条約の批准に向けた検討が進められており、教育に関しては中央教育審議会初等中等教育分科会に特別支援教育の在り方に関する特別委員会を設けて検討を行っている。国立特別支援教育総合研究所は、

同委員会からの要請に応じてイギリス、フランス、イタリアの障害のある子どもの教育の状況について就学の手続きに関する資料提供を行っているところである。

II. 目的

オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカを対象として、各国の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どもの教育に関する情報を収集し、国際比較できる形で整理すること。

III. 方法

調査グループ（国別調査班）を構成し、各国の政府が提供する統計データ、法律、制度に関する情報を収集する。さらに、国連などが提供する人口、就学者数、経済指標などの共通の基礎情報を加えて国際間の比較がしやすいように整理した上で、それぞれの特徴を検討する。

1. 国別調査班の構成

アメリカ班、イギリス班、イタリア班、ドイツ班、

フランス班、オーストラリア班、アジア班、北欧班の8つの国別調査班を構成する（組織は巻末に記載）。

2. 調査項目

調査項目は、以下のとおりである。

- 1) 基本情報（面積、人口、国民一人当たりの国民総生産〈以下、GDP〉）
- 2) 通常の教育に関する基本情報
 - (1) 学校教育に関わる法令
 - (2) 近年の教育施策の動向
 - (3) 教育システム
 - (4) 学校（児童数、学校数、学級サイズ、教員数）
- 3) 特別支援教育（障害のある子どもの教育）に関する基本情報
 - (1) 特別支援教育に関わる法令
 - (2) 近年の特別支援教育施策の動向
 - (3) 対象とする障害カテゴリー
 - (4) 障害のある子どもの教育の場
 - (5) 就学手続き

IV. 結果と考察

以下に、それぞれの項目について各国の情報を示す。

表1 各国の基本情報

	オーストラリア (連邦)	中国	フィンランド	フランス	ドイツ (連邦)	イタリア	日本	ノルウェー	韓国	スウェーデン	イギリス	アメリカ
面積 (km ²)	7,692,024	9,596,961	336,861	551,500	357,114	301,336	377,930	323,782	99,897	450,295	242,900	9,629,091
人口 (千人)	22,342	1,307,560	5,335	62,968	82,128	60,483	127,450	4,889	48,875	9,378	61,383	309,051
人口密度 (人/km ²)	3	136	16	114	230	201	337	15	489	21	253	32
一人当たりのGDP (US\$)	48,348	3,749	51,181	44,117	40,403	38,382	38,212	93,367	19,162	52,731	43,286	46,971
上に占める一人 当たりの教育費 の割合												
初等教育 (%)	16.8	-	18.6	17.3	15.6	24.4	21.5	18.0	19.4	26.1	23.4	22.4
中等教育 (%)	14.4	-	32.3	26.8	21.8	26.7	22.3	25.2	23.2	30.8	29.0	24.7

(出典)

1) 面積、人口、人口密度は、UN Statistics Division, Demographic Yearbook 2009-2010, pp.59-71, <http://unstats.un.org/unsd/demographic/products/dyb/dyb2.htm>より作成。なお、中国は、2005年、それ以外は2010年の推計値として示された値。

2) GDP、及び一人当たりの教育費用は、The World Bank, Indicators, <http://data.worldbank.org/indicator/>の「Education」「Economic Policy & External Debt」より作成。なお、ドイツは2007年のデータであり、そのほかは2008年。

1. 基本情報

表1に、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカのそれぞれの基本情報を記述した。

基本情報は、国土面積、人口、人口密度、一人当たりのGDPである。これらは国連本部統計部局（UN Statistics Division）、世界銀行（The World Bank）から公表される資料及び統計を入手して表にまとめたものである。それぞれの情報源と注意事項などは表中に記してある。

国家としての教育事業を考える時、その国の人口、面積は、その実施を特徴づけるものの一つと思われる。また、国の経済指標と、教育予算の占める割合を知ることも重要と考えた。

人口密度については、日本と韓国は1平方キロメートルあたり300人を超えている。他方、オーストラリア、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、アメリカは、40人を下回っている。

一人当たりのGDPは中国、韓国、ノルウェーを除くと\$38,000から\$53,000の範囲である。中国がこれ

らの国の1/10程度、韓国が1/2程度、ノルウェーは2倍であった。表1の最下段は、一人当たりのGDPに占める教育費の割合を初等教育と中等教育にわけて示したものである。中国のデータは無いが、それ以外の国は初等教育に20%、中等教育に25%程度となっており、大きな差異はみられない。

2. 通常の教育に関する基本情報

各国の通常教育の状況を表2に示す。この表は、ユネスコ統計研究所（UNESCO Institute for Statistics）のデータベースを利用して入手したデータをもとにまとめ直したものである。教育システムの理解として、義務教育の開始年齢、義務教育年限、修了年齢、就学前教育、前期中等教育、後期中等教育の開始年齢と年限を示した。

これらの国々において初等教育は、義務教育の中に含まれているため、表には、就学前教育、義務教育、及び前期中等教育を示し、初等教育の年齢は表中から除くことにした。日本の義務教育期間は初等教育の開始年齢から前期中等教育の終了学年までであるが、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリ

表2 通常の教育に関する基本情報¹⁾

		オーストラリア (連邦)	中国	フィンランド	フランス	ドイツ	イタリア	日本	ノルウェー	韓国	スウェーデン	イギリス	アメリカ
就学前教育	開始年齢	4	4	3	3	3	3	3	3	5	3	3	3
	年限(年)	1	3	4	3	3	3	3	3	1	4	2	3
義務教育	開始年齢	5	6	7	6	6		6	6	6	7		6
	年限(年)	11	9	10	11	13	2)	9	11	9	10	3)	12
	修了年齢	15	14	16	16	18		14	16	14	16		17
前期中等教育	開始年齢	12	12	13	11	10	11	12	13	12	13	11	12
	年限(年)	4	3	3	4	6	3	3	3	3	3	3	3
後期中等教育	開始年齢	16	15	16	15	16	14	15	16	15	16	14	15
	年限(年)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3
教員一人当たりの 児童生徒数 ⁴⁾	就学前	-	23	11	19	11	12	28	-	17	10	21	15
	初等教育	-	17	14	19	13	10	18	-	22	10	18	14

1) (出典) UNESCO Institute for Statisticsよりデータを入手して作成。一部の国（教員数の数値で、イタリアとスウェーデンが2007年で、イギリスが2008年）を除きデータが揃った2009年で統一したが、データのある部分は2011まで変わっていない。

2) イングランド、ウェールズ、スコットランドは5-16歳、北アイルランドは4-16歳（上記の出典に情報がないため、EUのThe European Encyclopedia on National Education Systemsの各地域の資料によった。）

3) イタリアは6-15歳（同上）

4) 教員とは、Teaching Staffであり、公立と私立、フルタイムとパートタイムを含んだ数。なお、教員一人当たりの児童生徒数は、法律等で規定された学級サイズではない。

ア、ノルウェー、スウェーデン、イギリスと多くの国々は義務教育の終了年齢が後期中等教育の途中の学年となっている。なお、米国の義務教育年限は州により異なる(文部科学省, 2011, p.348)とされる。対象国の教員一人当たりの幼児児童生徒数の平均は、就学前が17人、初等教育が16人、中等教育は前期後期ともに13人であった。フィンランド、ドイツ、スウェーデンは、就学前がそれぞれ10人、11人と充実しており、中国と日本はそれぞれ23人、28人と多い。初等教育は、イタリアとスウェーデンが10人と教員と子どもの比率では充実している。なお、表に

は示さなかったが、上記のUNESCOの統計データに原級留置 (Repetition) の数値があったのはドイツとフランスのみであった。

3. 障害のある子どもの教育に関する基本情報

それぞれの国の障害のある子どもの教育の場について表3に示す。わが国では特別支援教育は全ての学校で行われることになっているが、諸外国についても「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」という枠組みで整理することとした。

イタリアでは特別な学級が存在せず、イギリスで

表3 特別なニーズのある子どもの教育に関する基本情報

	オーストラリア (NSW州) ²⁾	中国	フィンランド ⁵⁾	フランス ⁶⁾	ドイツ ³⁾	イタリア ³⁾	日本 ⁴⁾	ノルウェー	韓国	スウェーデン ⁷⁾	イギリス	アメリカ	
国連障害者権利条約 ¹⁾	署名年月日 2007/3/30 批准年月日 2008/1/17	2007/3/30 2008/8/1	2007/3/30 未批准	2007/3/30 2010/2/18	2007/3/30 2009/2/24	2007/3/30 2009/5/15	2007/9/28 未批准	2007/3/30 未批准	2007/3/30 2008/12/11	2007/3/30 2008/12/15	2007/3/30 2009/6/8	2009/7/30 未批准	
同選択議定書 ¹⁾	署名年月日 2009/8/21	署名無し 2009/8/21	未署名	2007/3/30 未批准	2007/3/30 2009/2/24	2007/3/30 2009/5/15	未署名	未署名	未署名	2007/3/30 2008/12/15	2007/3/30 2009/8/7	未署名	
特別な学校	児童生徒数(人) 割合(%)	4,673 0.42	158,962 0.08	6,406 1.17	78,112 0.69	399,229 4.85	693 0.01	62,302 0.58	1,930 0.31	24,580 0.35	516 0.06	76,900 1.10	192,948 0.35
特別な学級	児童生徒数(人) 割合(%)	13,923 1.24	4,657 0.00	15,156 2.77	63,214 0.56	不明	無し	135,166 1.26	4,063 0.66	43,183 0.62	13,261 1.46	不明	8)
通常の学級	児童生徒数(人) 割合(%)	15,000 1.34	264,506 0.13	153,848 28.16	123,075 1.09	80,512 0.98	170,696 2.33	54,021 0.50	40,592 6.61	14,741 0.21	不明 ⁷⁾	1,564,840 22.44	5,519,630 9.99
対象全体	割合(%)	3.00	0.21	32.10	2.34	5.82	2.34	2.34	7.59	1.18	1.52	23.54	11.00
全児童生徒数(人)		1,120,430	199,643,842	546,423	11,316,989	8,236,221	7,326,567	10,738,655	613,937	6,986,853	906,189	6,973,445	55,235,000

- (出典) 国連障害者権利条約及び選択議定書の署名と批准は、United Nations enable, Convention and Optional Protocol Signatures and Ratifications, <http://www.un.org/disabilities/countries.asp?navid=12&pid=166>より (2012/2/26現在)
- (出典) オーストラリア: IN BRIEF MIDYEAR CENSUS, 2010; Statistical Bulletin, Schools and Students in New South Wales, 2010; Special education classes and provisions, NSW Department of Education and Communities, 2011
- (出典) ドイツ、イタリア、スウェーデンは、<http://www.european-agency.org>のSNE Country Data 2010から2007-2008のデータによる。イタリアは、法律によって特別な学校を廃止しているが、同資料によればの盲学校と聾学校を合わせて初等教育段階で2校、中等教育段階で7校あるとされる。
- (出典) 日本のデータは、義務教育段階の統計であり、特別支援教育資料(平成21年度) p.3による。
- (出典) フィンランドは、Statistics Finland, Education 2011による。また、上記には、Part-time特別教育を受ける児童生徒が128,657人(23.3%)を含めた数値
- フランスは、就学前から後期中等教育までを含む数であり、特別な学校のデータは、厚生省系の管轄となる教育施設の数である。
- スウェーデンは通常学級に多くの障害のある児童生徒が存在するとされるが、そのデータは存在していない(<http://www.european-agency.org>)とされる。
- アメリカのデータは、全体で11%であるが、特別な学校は、分離型学校と寄宿施設に限定し、通常学級については、通常学級で過ごす時間が示されたデータを集計したものであり、個々の数値の合計と合っていない。

は障害のある子どもの特別な学級が確認できなかった。また、アメリカでは、通常の学級での授業時間の量で統計が公表されていた。これらについては、今後、さらに詳細な事実確認をしていきたい。

表3の第1行目と第2行目は、障害者権利条約の署名、批准を行った期日を記載した。この障害者権利条約は、必ずしも署名を経て批准を行う必要はなく、批准のみを行うこともできる。このため、**表3**のオーストラリアについて見ると選択議定書の署名なしに直接に批准が行われている。なお、権利条約本文に批准していないのはフィンランド、日本、ノルウェー、アメリカの4ヶ国であった(2012年2月27日時点)。

対象児童生徒についてみると、中国の対象児童生徒の割合が約0.2%と他の国に比較して少ないことがわかる。中国以外では、全体で3%以下の国(オーストラリア、フランス、イタリア、日本、韓国、スウェーデン)と5~8%(ドイツ、ノルウェー)、10%(アメリカ)、20%~(イギリス、フィンランド)に分けることができる。障害の発生率が国際間で大きく変わらないとすれば、3%以下のグループは、障害への対応が中心であり、10%を超えると学習困難への対応が加わると考えられる。とりわけ、イギリスやフィンランドの例は、学習の躓きにまで支援の対象と考えられている。すなわち、イギリスは、**School Action**と呼ばれる学校全体への支援の枠組みの適用があり、フィンランドでは障害と認定される程度でなくても必要に応じて特別な教師による指導が柔軟に実施される**Part-time**特別教育の枠組みがある。

1) 特別な学校について

特別な学校を法律によって廃止したイタリア(ただしこの法律成立以後も存続している盲学校と聾学校が数校あるとされる。)を除けば、中国の対象児童生徒の割合が0.2%程度と、小さい。また、反対にドイツの特別な学校の在籍の割合は5%と数値が高い。ノルドラインヴェストファーレン(NRW)州では、言語面、学習面、情緒面におけるニーズが、障害のある子どもの約75%を占める(国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.49)とされており、このこ

とから、他の多くの国々においては通常学校で支援を受けるであろう子どもが特別な学校に在籍していると予想される。NRW州では2005年に従来の**Sonderschule**(分離学校)を**Förderschule**(支援学校)と改編し、これを通常の教育の学校と位置づけた(国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.47)との記述が紹介されている。

一方、フランスでは、学業困難の児童生徒の教育を行う「**適応教育(adaptation scolaire)**」と呼ばれるシステムがある。フランスではこれが通常の教育システムに分類されているが、このように、各国における特別な学校の教育システム全体における位置づけを調査することは統計上示された数値を的確に理解する上で重要である。

2) 特別な学級について

特別な学級の存在の統計が公表されている国々(オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン)と、それらの存在が統計上表れていない国々(イギリス、アメリカ)及び無しとされた国(イタリア)があった。特別な学級の存在する国であれば、日本のように学級単位でなされる学習活動における「交流及び共同学習」の形態を志向する国も少なくないと思われる。これらの教育活動を実施する障害の程度や交流等の頻度について調査を行うことも重要であろう。また、学力や人間関係など多様な視点によって、その制度の有効性を検証する必要もあろう。

4. 各国の個別の状況

これまで各国の状況を一覧にして示すことで、国際間の相異が、できるだけ明確に読み取れるよう工夫してきた。ここでは国ごとの記述を行う。具体的な内容として、対象とする障害種、就学基準や手続きについて記述する。また、一部ではあるが現時点で把握された近年の障害のある子どもの法令や教育施策の動向についてで記述する。

1) オーストラリア

(1) 障害カテゴリー

オーストラリアにおける障害のある子どもの教育

について差別禁止法に基づいた規定が『教育における障害基準 (Disability Standards for Education 2005)』である。この中で障害とは身体的あるいは精神的機能が、部分的に、あるいはその全部が失われた状態等であることが説明されているが、具体的な障害名は記述されていない。また、学校教育において対象となる障害カテゴリーは各州で異なるため、ここでは、今回の調査で情報の得られたNew South Wales州について紹介する。

2011年のSpecial education classes and provisions (NSW Department of Education and Communities, 2011) あるいはStatistical Bulletin (同) によれば、特別な学校 (Special School あるいは Schools for Specific Purpose) の分類として「行動障害/情緒障害/精神疾患」、「病院学校」、「その他」が挙げられている。同じく、支援クラス (Support Class) で対応する支援の分類として「情緒障害/精神疾患」、「自閉症」、「聴覚」、「視覚」、「身体 (Physical)」、「中度・重度知的障害」、「重度知的障害」、「盲ろう」、「軽度知的障害」、「分類の重複 (中度から高度のニーズ)」、「自閉症と中度知的障害」、「言語障害」、「読み」、「個別指導」が挙げられている。そして、この支援クラスの支援の分類は、特別な学校の学級の受け入れ支援分類としても用いられている。また、通常の学級には「統合支援予算プログラム」の支援で15,000人が在籍するとされる。

(2) 就学基準・手続き

『教育における障害基準 (Disability Standards for Education 2005)』には、障害のある子どもは、障害のない子どもと同じ教育の場で就学する権利を有すること、また、障害のある子どもが障害のない子どもと同じ教育の場で学ぶことを保障するために合理的調整 (reasonable adjustment) がなされる権利があることが示されている。

(3) 近年の動向

オーストラリア全体として、HCWA (the Helping Children with Autism) が実施されている。この取り組みには二つの構成要素がある。一つは、自閉症スペクトラム障害 (ASD) の生徒と一緒に働く教職員の専門性の向上、二つめは、両親と年齢のASD児の援助者が彼らの子供の学校教師と管理職との生産的

な協力を進展させるのを助けるためのワークショップの実施と情報提供である (The National Institute of Special Needs Education, 2010, p.32)。

なお、障害者権利条約については2008年7月17日に、また、同条約に関する個人通報制度等について定めている選択議定書については2009年8月21日に批准している。

2) 中国

(1) 障害カテゴリー

中国教育部の特殊教育基本統計では障害カテゴリーとして「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「その他の障害」を挙げている。また、表3に示したように、中国の対象児童生徒の割合が0.2%程度となっている。

(2) 就学基準・手続き

障害の種類と程度を公衆衛生部局が判定する。障害のある子どもたちの学習能力の評価は、教育部局が地域の障害者連盟と協力して実施し、親への助言が行われる。就学については、障害のある子どもたちの親、または法律上の親権者が最終的な決定を行う (The National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33) とされる。

学齢児になった子どもの「就学免除」、「就学猶予」は、父母またはその他の保護者によって 県等の教育主幹部門または町の人民政府に申請される。このとき身体が原因の就学免除、就学猶予は、県等の教育主幹部門の指定した医療機関での証明が必要となる。(The National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)

特別学校では義務教育段階の児童生徒は学費が免除される。また、家庭生活が困難な場合については雑費も減額される。地方政府は助成金を作り、経済困難な児童生徒の就学について援助する (特殊教育学校暫行規程第57条) とされる。また、通常学級では個別教育プログラム、リソースルーム利用、特別学校の教員による支援や情報支援機器の使用が行われるとされる (The National Institute of Special Needs Education, 2010, p.33)。

(3) 近年の動向

近年の動向として、中・西部の人口30万人以上の

特別学校のない地域における特別学校の設置、通常の学校で学ぶ障害のある児童生徒の支援システムの構築と強化、障害のある人の職業教育の発展、2009年の第4回国家特殊教育ワーキングカンファレンス開催、並びに中華人民共和国国務院事務室による国務院通知41の通知、2010年の国家中長期教育改革と発展計画(2010~2020)の策定などが挙げられる(The National Institute of Special Needs Education, 2010, p.32)。なお、障害者権利条約を2008年8月1日に批准している。選択議定書は署名、批准ともにしていない。

3) フィンランド

(1) 障害カテゴリー

「軽度知的障害 (Mild mental impairment)」、 「中度または重度知的障害」、 「聴覚障害 (Hearing impairment)」、 「視覚障害 (Visual impairment)」、 「身体そしてその他の障害」、 「自閉症及びアスペルガー症候群」、 「嚥下障害 (Dysphasia : ここでは言語発達、言語理解、発声、学習に困難のある状態や巧緻性、情緒、注意の集中に課題のある状態)」、 「情緒または社会的障害」、 「その他の障害」 (European Commission, Organization of the education system in Finland 2009/2010, pp.198-199) とされる。

(2) 就学基準・手続き

就学の決定は、子どもの居住する市の教育委員会が行う。基礎教育法 (Basic Education Act) によれば、この決定は、常に親あるいは、親権者との相談 (consultation) を必要とする。この決定が、親あるいは親権者の同意に反する場合には、州の機関 (Provincial State Office) へ訴訟が可能である (同, p.206)。

最初の選択としては通常の学級であり、続いて通常学級内での小グループでの特別教育を検討する。これらが十分でないときに限り、次善の選択として特別なグループやクラス、学校で教育が提供される (同, p.199)。

(3) 近年の動向

2010年秋の時点では8.5%の子どもが特別教育の対象に措置されている。この傾向はここ数年変わっていない。2009~2010年では約23.3%の通常の学校

(Comprehensive school) の子どもがPart-time特別教育 (Part-time special education) を利用している。これは前年比で0.5%増である (Statistics Finland, 2011)。Part-time特別教育とは、学習に軽微な (minor) 困難や不適応が見出された際に、特別教育教師から一時的に支援を受けることができるフィンランド特有のシステム (さらに、これ以前の段階として行われる治療的指導 (remedial teaching) とともに基礎教育法に明記されている。) である。

なお、権利条約の署名は行っているが批准には至っていない。選択議定書は署名していない。

4) フランス

(1) 障害カテゴリー

教育省管轄は特別なクラス (CLIS : classes pour l'inclusion scolaire) の分類として「認知的障害 (知的障害)」、 「聴覚単一障害」、 「視覚単一障害」、 「単一運動障害と重複障害」の4つが挙げられている。その一方で教育省管轄のCLISと厚生省系管轄の教育施設に実際に受け入れられている障害カテゴリーは「知的・認知障害 (自閉症を含む)」、 「精神疾患」、 「言語と発話の障害 (学習障害)」、 「聴覚障害」、 「視覚障害」、 「内臓疾患」、 「運動障害」、 「複数障害の合併」、 「重複障害 (重度重複)」とされている。なお、教育省管轄の学校には「重複障害 (重度重複)」は存在していない (フランス教育省, 2011, p.27)。このほか適応教育 (Adaptation scolaire) と呼ばれる学業不振児や行動障害の生徒のための教育部門が存在する。

(2) 就学基準・手続き

2005年2月11日障害者の権利と機会の平等、参加と市民権のための法の成立以降、義務教育年齢になると、保護者は、居住地に最も近い通常学校へ学籍を登録する (フランス教育法典 L.112-1) ことになる。この学校が学籍校 (établissement de référence) となる。学籍登録を申請された学校は、障害を理由に、これを断ることはできないが、この学籍の登録は、子どもが、そのまま、その学校へ入学することを意味していない。学籍登録の後で作られる『個別の就学計画 (PPS)』にしたがって、保健省管轄の教育施設や施設内の学校ユニット (unité d'enseignement) (arrêté du 2-4-2009 - J.O. du 8-4-2009)

で教育を受けたり、家庭において国立遠隔教育センター (CNED: centre national d'enseignement à distance) の通信・訪問教育などで教育を受けたりする。しかし、通常学校外で教育を受けている場合にも、この学籍が保持される (フランス教育法典 D.351-4)。

(3) 近年の動向

2010年6月の通達 (la circulaire du 18 juin 2010) により、中等教育段階の特別な学級であるUPI (Unités Pédagogiques d'Intégration) は、その「統合教育ユニット」という名称がULIS (Unités localisées pour l'inclusion scolaire) という「インクルージョン教育のための附置ユニット」というような名称に変更され、その機能が強化された。なお、その名称の中に“inclusion”という言葉が使われているように、教育省のWeb等を見ても、これまで“intégration scolaire”と言っていたものが、“inclusion scolaire”と言うようになったようである。2011年からは、通常の学校に在籍する児童生徒の補助のため、既にあったAVS-i (個別の統合での学業補助員)、AVS-co (集団での統合での学業補助員) に加えて、2011年より、ASCO (学業アシスタント: 3年契約) が加えられ、その拡充が図られた。また、同2011年では、障害児教育に携わる教員の数が、この4年で9.5%増加した。なお、障害児教育担当教員養成の仕組みとして、一般の教員の養成が大学の修士課程で行われるようになったのと同様、修士課程での養成が始まっている。さらに、2012年より、通常学校の教員に対する障害児教育専門養成の新しい仕組みが提供される予定である。

権利条約と選択議定書を2010年2月18日に批准している。

5) ドイツ

(1) 障害カテゴリー

ドイツは連邦制であり州によって対象とする障害カテゴリーが異なる。ここでは今回の調査で情報の得られたNRW州について例を上げる。「情緒・社会性発達」、「精神発達」、「聴覚とコミュニケーション」、「身体・運動発達」、「学習」、「言語」、「視覚」のための学校と学級と「病気の子どもの学校 (Schulen für Kranke)」の統計があり、さらにEuropean Agency for

Development in Special Needs Education (2010) によれば、そのほかにこの類型に入らない障害についての受け入れに関する統計も紹介されている (European Agency for Development in Special Needs Education, 2010より)。「病気の子ども」以外は、いずれも障害カテゴリーではなく、「支援ニーズ (Förderbedarf)」として分類されている。

(2) 就学基準・手続き

就学年齢になると保護者あるいは法的な後見人が、子どもを基礎学校もしくは、支援学校へ就学させることになる。もし、特別な支援がなければ通常の教育に沿うことができないと判断される時には、学校監督委員会によって特別な支援や学校が決定される。これらの決定は、保護者との相談を経なければならないが、もし、保護者が不服である場合には調停により再審の道を探ることが可能である (European Commission, Organization of the education system in Germany 2009/2010)。

(3) 近年の動向

NRW州では2005年に従来のSonderschule (分離学校) をFörderschule (支援学校) と改編し、これを通常の教育の学校と位置づけた (国立特別支援教育総合研究所, 2009, p.47)。なお、権利条約と選択議定書を2009年2月14日に批准している。

6) イタリア

(1) 障害カテゴリー

対象となる障害カテゴリーは限定されていない。障害の認定や機能診断は、1990年10月15日第295法第1条により、地域保健機関 (ASL) で行われる (藤原, 2010)。具体的には、国際保健機関 (WHO) の国際分類により行われる (European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010) こととなった。

(2) 就学基準・手続き

1992年2月5日基本法第104号によって、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域の学校に就学することが保障されている。その一方で、子どもを障害児として認定するかどうかの判断は保護者の権利として保障されている。保護者の申請のもと地域保健機関 (ASL) が子どもの障害を認定し、機能診断

書（PDF）を作成する。保護者が、入学申請書とともに、機能診断（PDF）を学校に提出することにより、学校での支援が開始される。

なお、表3にあるように、693人の児童生徒が特別学校に在籍しているが、これらの学校は統合教育の法律以前から存在していた学校（European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010）と説明されている。特定の学校だけが統合教育の法律以後に残った理由や、実情として分離教育の場としての特別学校であるのかなど、さらに調査が必要と思われる。

(3) 近年の動向

原則として完全インクルージョンが堅持されている。2009年に教育省から統合教育の改善のために「障害のある児童生徒の学校段階でのインクルージョンに関するガイドライン」が刊行された（同上）。なお、権利条約と選択議定書を2009年5月15日に批准している。

7) ノルウェー

(1) 障害カテゴリー

特別な教育的支援が必要な子どもとして「読み」、「書き」、「算数」の困難、心理的な問題、関係や行動問題、病気やケガによる基本的技能の問題、さらに障害として、移動障害、視覚障害、聴覚障害、運動障害、言語、発話、コミュニケーションの困難、脳損傷（Norwegian Ministry of Education and Research, 2011）を挙げている。

(2) 就学基準・手続き

教育法により、通常の教育によって有益な教育を得られない場合は、義務教育年齢における特別な教育を受ける権利が保証されている。その申請を行うのは保護者であり、かつ、特別教育のサービスを受けるためには、保護者の書面による承認が必要とされる。その一方で、その支援の内容は専門家によって決定される。特別教育の支援は、郡の教育事務所が決定する個別の決定であり、保護者は不服を申し立てることができる（European Commission, Organization of the education system in Norway 2009/2010, p.168-169より抜粋）。

(3) 近年の動向

ノルウェーの特別な教育の研究と実践は長い間、障害の診断と補償の施策に重点が置かれてきたが、近年は、その内容と構成に重点が置かれるようになった。現在最大の課題は、実践における適応指導である。2007年に教育省が特別教育の効果を評価する委員会を設けて2009年に報告書が出されており、対応する施策が検討されている（同上, p.168より）。なお、障害者権利条約を2007年3月30日に署名したが、批准していない。選択議定書には署名していない。

8) 韓国

(1) 障害カテゴリー

「視覚障害」、「聴覚障害」、「知的障害」、「肢体不自由」、「情緒・行動障害」、「自閉スペクトラム障害」、「学習障害」、「言語障害（コミュニケーション障害）」、「健康障害」、「発達の遅れ」、「その他の障害」が韓国大統領令によって規定されている（障害者等に関する特別支援教育法第3章第15条）。

(2) 就学基準・手続き

障害者差別禁止法において「教育責任者は、障害者の入学支援及び入学を拒否することはできず、転校を強要できず、『嬰幼兒保育法』による保育施設、『幼児教育法』及び『初中等教育法』による各級学校は、当該教育機関に転校することを拒絶してはならない（障害者差別禁止及び権利救済に関する法律第13条, 2007）」とされる。

また、障害者等に関する特別支援教育法第3章第17条では、「教育長又は教育委員会の長は、第15条により、特殊教育対象者として選定された者を該当特殊教育運営委員会の審査を経て、次の各号の中の一つに配置し、教育しなければならない。1. 一般学校の一般学級, 2. 一般学校の特殊学級, 3. 特殊学校”, さらに“教育長又は教育委員会の長は第一項により特殊教育対象者を配置する時には、特殊教育対象者の障害程度・能力・保護者の意見等を総合的に判断し、居住地に一番近いところに配置しなければならない。」とされる。

(3) 近年の動向

『教育科学技術省2010年の主要政策と計画（Major policies and Plans for 2010 Ministry of Education, Science, and Technology）』によれば、特殊教育の機会

の拡大方策として「0歳～2歳の障害のある乳児のための無償教育」,「3歳からの障害のある子どもへの義務教育」,「健康障害のある子どもに対する家庭および病院での授業の増進」,「成人期に向けた生涯学習支援」が挙げられており,さらに「通常学校における障害のある人たちの居心地の良さの拡大」,「すべての市民の障害についての望ましい認識の変換」,「障害のある学生のための学力検査」が挙げられた。

なお,障害者権利条約を2008年12月11日に批准している。選択議定書には署名,批准をしていない。

注:『障害者差別禁止法』並びに『障害者等に関する特別支援教育法』の訳文は,第13回障がい者制度改革推進会議差別禁止部会(平成24年2月10日(金))参考資料3によった。

9) スウェーデン

(1) 障害カテゴリー

特別学校 (Specialskolan) は「視覚障害と他の障害を合わせ有する場合」,「重度の言語障害の場合」,「聾あるいは難聴で学習障害を合わせ有する場合」,「先天性の盲ろう」が対象であり,そのほかに「認知的障害」を対象とする特別プログラムがある (European Agency for Development in Special Needs Education-Sweden 2010) とされる。2011年から施行された学校教育法Skollagen2010:800では,通常の初等教育を修了することが困難な子どもは「特別ニーズ学校 (Grundsärskolan)」に入学すべきこと,子どものニーズによっては保護者の同意無しに措置することが書かれている (同法第7章5)。特別ニーズ学校は,特別学校に比べて数が多く,知的障害を対象としているとされるが,両者の制度的な相違などについては,さらに調査が必要である。

(2) 就学基準・手続き

学校教育法には,通常の初等教育を修了することが困難な子どもは,居住地を考慮して「特別ニーズ学校」に入学すべきであり,その際には,保護者の同意のもとに教育,心理,医学,社会性の検査を実施した上で就学が決定される。その際,子どもの最大の利益に関して 保護者の側に,特段の理由がない場合には,保護者の同意無しに学校に受け入れるこ

とがある (学校教育法第7章5) とされる。また,特別学校の対象となる障害の場合にも,同様に,教育,心理,医学,社会性の検査を実施した上で決定される (学校教育法第7章6) とされる。

(3) 近年の動向

2011年7月1日より,上記の新しい学校教育法 (Skollagen2010:800) が施行された。なお,権利条約と選択議定書を2008年12月15日に批准している。

10) イギリス

(1) 障害カテゴリー

対象となる子どもは,「学習上の困難があり,特別な教育的な手だてを必要とする子ども」である。実施規則 (SEN Code of Practice) 第7章では,主な困難やニーズとして,「認知・学習面のニーズ:特異な学習困難,中度学習困難,重度学習困難,重度重複の学習困難」;「行動・情緒・社会性の発達面のニーズ:行動,情緒,社会性の困難」,「コミュニケーションや対人関係面のニーズ:言語・コミュニケーションに関わるニーズ」,「自閉症スペクトラム障害」;「感覚・身体面ニーズ:視覚障害,聴覚障害,盲ろう,肢体不自由」;「その他」であり,School Action Plus の子どもに適用される。

また,特別学校が対象とする障害カテゴリーとしては「視覚障害」,「聴覚障害」,「言語コミュニケーション障害」,「自閉症」,「情緒障害」,「盲ろう」,「肢体不自由」,「中度学習困難」,「重度学習困難」,「重度重複障害」,「特異な学習困難」,「その他の障害」がある。

(2) 就学基準・手続き

判定書がある場合とない場合によって,就学の手続きが若干異なる。判定書がある場合は,親の意向または他の子どもへの効果的な教育の提供と矛盾しない限りは,通常の学校で教育される (Special Educational Needs and Disability Act 2001による1996年教育法の改正)。その場合には,地方教育当局が保護者の意見聞き取り (特定の公立学校か,私立学校か,特段希望がない等) を行い,それをうけて学校の提案を行い,判定書の学校欄に学校名を記入する。

(3) 近年の動向

政府は,2011年3月に特別な教育的ニーズ (SEN)

あるいは障害のある子どもに関わる緑書 (Support and aspiration: A new approach to special educational needs and disability - A consultation) を公表した。なお、権利条約を2009年6月8日に、選択議定書を2009年8月7日に批准している。その際、権利条約第24条第2項 (a) と (b) について「連合王国は、障害のある子どもが、自己の生活する地域社会の外にある、より適切な教育の提供が可能などこかで教育され得る権利を保持する。但し、障害のある子どもの親は、その子どもが教育される学校の優先順位を表明する機会を他の親と同様に持つ。」とする留保と、「連合王国政府は、障害のある子どもの親が、障害のある子どものニーズに応ずることのできるメインストリームの学校や職員へのアクセスがより多くできるようなインクルーシブなシステムの開発を継続するものとする。連合王国政府は、連合王国における教育制度一般には、メインストリーム学校と特別学校を含むものと理解しており、このことは本条約において許容される。」とする解釈宣言を行い、教育制度一般の中に、特別学校が含まれることを示している。

11) アメリカ

(1) 障害カテゴリー

「精神遅滞」、「難聴 (聾を含む)」、「言語障害」、「視覚障害 (盲を含む)」、「(重篤な) 情緒障害」、「肢体不自由 (整形外科的障害: orthopedic impairments)」、「自閉症」、「外傷性脳損傷」、「その他の健康障害」、「特異的学習障害」(以上、IDEA, Sec.602 (3) (A) (i) と「特殊教育と関連サービスを必要とする者」(IDEA, Sec.602 (3) (A) (ii)), さらに、3歳から9歳あるいは3歳から5歳においては「発達の遅れ」(IDEA, Sec.602 (3) (B) (i) とされる。さらに、施行規則 (Federal Register, 2006) において「盲ろう」と「重複障害」(同Sec. 300.8) が加えられている。

(2) 就学基準・手続き

公立や私立の教育機関、その他介護施設にいる障害をもつ子どもたちを含めて、障害をもつ子どもたちが、最大限適切であるように、障害をもたない子どもたちと一緒に教育される。特殊学級、分離による学校教育、又はその他通常の教育環境から障害を

もつ子どもたちを引き離す (removal) ことは、追加的な支援やサービス (supplementary aids and services) の利用を通常の学級内で行ったとしても、子どものその障害の性質や程度によって、教育目的を達成しえない場合に限定される (IDEA Sec. 612 State Eligibility (5) より)。

さらに、IDEA Sec. 614 (D) では、保護者の同意について「初期評価への同意」、「サービスへの同意」を規定しており、「サービスへの同意」については保護者の同意無しにサービスを実施しないこと (IDEA Sec. 614 (D) (ii) (II)) としている。

(3) 近年の動向

IDEA2004では、懲戒 (Discipline) の際のサービス、特異的学習障害に対する『介入に対する反応モデル (Response to Intervention (RTI))』の利用と早期介入サービスの拡充、IEPプロセスと評価の改善、州のモニタリングの強化、教師の専門性の向上と評価、私学における特殊教育、国の教材アクセシビリティの標準 (NIMAS : National Instructional Materials Accessibility Standard) への準拠、紛争解決などの適正手続きについて改善が図られた (US Department of Education, 2006)。

なお、権利条約を2009年7月30日に署名したが、批准していない。選択議定書には署名、批准をしていない。

V. まとめと今後の課題

本稿では、オーストラリア、中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ノルウェー、韓国、スウェーデン、イギリス、アメリカにおける障害のある子どもの教育の最新の情報を概観し、それぞれの国と地域の基本情報、通常の学校教育に関する情報、障害のある子どものための教育についての情報を整理した。とりまとめに当たっているユネスコの統計データなどから、共通の指標などを加えることで、国際比較ができるように工夫した。例えば「特別な学校」、「特別な学級」、「通常の学級」の3つの教育の場で、上記の11ヶ国の障害のある子どもの教育がいくつかのグループに分類されることを含めて、それぞれの国の特徴を示した。また、それ

ぞれの国の個別の記述では、対象となる障害種別、就学の手続きなどの各国の特徴を示している。

今後の課題としては、全体の支援対象が0.2%程度であった中国や、特別学校の対象者の割合が5%と大きいドイツについて公開されている情報の内容についての精査が、国連障害者権利条約を批准していないフィンランド、ノルウェー、アメリカなどの動向の継続的な把握が必要と思われる。また、日本の特別支援教育の進展に寄与する研究となるためには、例えば、早期からの教育相談、交流及び共同学習、施設・設備の整備、特別支援学校の教科書、特別支援教育就学奨励費、卒業生の進路、行財政等の特定のテーマについて各国の情報を収集することも必要であろう。

文献

- Disability Standards for Education 2005, <http://www.deewr.gov.au/schooling/programs/pages/disabilitystandardsforeducation.aspx> (アクセス日, 2012-02-27)
- European Commission, Organization of the education system in Finland 2009/2010, http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurybase_en.php (アクセス日, 2012-02-27)
- European Commission, Organization of the education system in Germany 2009/2010, http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurybase_en.php (アクセス日, 2012-02-27)
- European Commission, Organization of the education system in Italy 2009/2010, http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurybase_en.php (アクセス日, 2012-02-27)
- European Commission, Organization of the education system in Norway 2009/2010, http://eacea.ec.europa.eu/education/eurydice/eurybase_en.php (アクセス日, 2012-02-27)
- Federal Register (2006), Monday, August 14, 2006, Rules and Regulations Assistance to States for the Education of Children With Disabilities and Preschool Grants for Children With Disabilities. <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2006-08-14/pdf/06-6656.pdf> (アクセス日, 2012-03-22)
- 藤原紀子 (2010). イタリアにおけるインクルージョンの変遷と1992年104法. 世界の特別支援教育, 24, 67-77.
- フランス教育法典 (Code de l'éducation) . <http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEX000006071191> (アクセス日, 2012-02-27)
- フランス教育省 (2011), Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche [RERS 2011]. <http://www.education.gouv.fr/cid57096/reperes-et-references-statistiques.html> (アクセス日, 2012-02-27)
- Institute for Statistics, <http://stats.uis.unesco.org/unesco/tableviewer/document.aspx?FileId=50> (アクセス日, 2012-02-27)
- 企画部国際比較・国際比較研究対応チーム (2006). 障害のある子どもの就学手続きに関する国際比較：国連障害者の権利条約検討の動向に関連して. 世界の特殊教育, 20, 55-66.
- 国立特別支援教育総合研究所 (2009). 専門研究A障害のある子どもの教育制度の国際比較に関する基礎的研究－我が国の現状と今後の方向性を踏まえて－(平成20年度)研究成果報告書, 国立特別支援教育総合研究所.
- 文部科学省 (2011). 諸外国の教育動向2010年度版, 文部科学省.
- Norwegian Ministry of Education and Research (2011). Learning together. <http://www.statped.no/Global/Publikasjoner/Learning%20together%20white%20paper%20Meld.%20St.%2018%2020102011.pdf> (アクセス日, 2012-02-27)
- NSW Department of Education and Communities (2011), Special education classes and provisions, <https://www.det.nsw.edu.au>
- SEN Code of Practice, <https://www.education.gov.uk/publications/standard/publicationDetail/Page1/DfES%200581%202001> (アクセス日, 2012-02-27)
- Skollagen2010:800, <http://www.notisum.se/rnp/sls/sfs/20100800.pdf> (アクセス日, 2012-03-22)
- Statistics Finland (2011), Special Education. http://www.stat.fi/til/erop/index_en.html (アクセス日, 2012-02-27)

The European Agency for Development in Special Needs Education, Country information. <http://www.european-agency.org/country-information> (アクセス日, 2012-02-27)

The National Institute of Special Needs Education (2010). JSEAP: Journal of Special Education in the Asia Pacific, Vol.6 December 2010, The National Institute of Special Needs Education.

The World Bank, Data. <http://data.worldbank.org/> (アクセス日, 2012-02-27)

UNESCO Institute for Statistics, Education. <http://www.uis.unesco.org/Education/Pages/default.aspx> (アクセス日, 2012-02-27)

United Nations, UN enable. <http://www.un.org/disabilities/> (アクセス日, 2012-02-27)

United Nations, UN Statistics Division. <http://unstats.un.org/unsd/default.htm> (アクセス日, 2012-02-27)

US Department of Education (2006). IDEA 2004 Part B Regulations: Critical Issues. http://idea.ed.gov/object/fileDownload/model/Presentation/field/PresentationFile/primary_key/13 (アクセス日, 2012-03-22)

**平成23年度の国別調査班のメンバーと外国調査研究協力員は以下のとおりである。◎は班のリーダー, ○は副リーダーである。

アメリカ班：◎海津亜希子, ○梅田真理, 田中良広, 原田公人, 金森克浩, 土井幸輝

イギリス班：◎横尾俊, ○熊田華恵, 大城政之

イタリア班：◎伊藤由美, ○徳永亜希雄, 笹森洋樹, 大内進

ドイツ班：◎工藤傑史, ○久保山茂樹, 小田侯朗, 笹本健

フランス班：◎金子健, ○牧野泰美, 澤田真弓

オーストラリア班：◎柳澤亜希子, ○植木田潤, 藤本裕人, 小澤至賢

アジア班 (中国・韓国)：◎滝川国芳, ○大崎博史, 長沼俊夫, 小林倫代, 菊地一文

北欧班 (ノルウェー・フィンランド・スウェーデン)：◎玉木宗久, ○小松幸恵, 井上昌士, 猪子秀太郎, 涌井恵

ドイツ, フィンランド, ノルウェーについては, 平成22年度の国別調査班によるデータを合わせて参考とした。当時の当該国別調査班のメンバーは以下のとおり。

ドイツ班：◎笹本 健, フィンランド班：◎海津亜希子, ノルウェー班：◎小松幸恵

なお, イギリス, イタリア, ノルウェーについては国別調査の過程において本研究所で委嘱している外国調査研究協力員 (渡邊愛理氏, 藤原紀子氏, 真弓美果氏) の協力を得ている。記して感謝したい。

*企画部国際調査担当は, 柘植雅義, 棟方哲弥, 齊藤由美子が本稿の執筆を行った。